

返戻金制度について（求人者の皆様へ）

当社では、紹介手数料を返金する制度を設ける場合がございます。

1. 返金が発生する事由

当社が紹介した採用労働者が以下の理由により退職した場合

- ① 採用労働者の責による解雇により退職した場合
- ② 採用労働者の自己都合により退職した場合

2. 紹介手数料の返金が行われない（免除）となる場合

採用労働書の退職が以下の理由による場合においては、先に受領済みである紹介手数料の返金はありません。

- ① 雇用条件の内容が法令に違反しているため、それを理由として退職する場合
- ② 処遇・労働条件が採用決定時に通知された処遇・労働条件と著しく異なるため退職する場合
- ③ その他不測の事由が発生した結果、退職に至った場合（病気等）

3. 返戻金制度の具体的な適用条件について

当社における返戻金制度については、求人者と個別に定める返戻金制度が適用されます。詳細条件については「契約書・覚書」において個別に求人者毎に定めることとします。